

## 建設業者における社会保険等の未加入対策について

松戸市では、法定福利費を適正に負担する事業者による公平で健全な競争環境を構築することにより、技能労働者の処遇改善を図り、建設産業の持続的な発展に不可欠な人材を確保するため、社会保険等の未加入対策を実施します。

### 1 対象工事

一般競争入札による本市発注の建設工事

※ 指名競争入札及び随意契約もこれに準じます。

### 2 社会保険等

- (1) 雇用保険
- (2) 健康保険
- (3) 厚生年金保険

### 3 社会保険等未加入者

下記の届出義務のいずれかを履行していない者

- (1) 雇用保険法第7条の規定による届出の義務
- (2) 健康保険法第48条の規定による届出の義務
- (3) 厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務

※ 当該届出の義務がない者(適用除外)は除きます。

### 4 平成27年6月1日以降の取扱い

#### (1) 加入状況の確認方法

工事案件ごとの入札参加申込み時に、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下「経営事項審査の結果通知書」という。)を提出していただき、「その他の審査項目(社会性等)」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の欄により確認します。

#### (2) 経営事項審査の結果通知書で保険加入の有無の欄が「無」とされている場合

##### ア 届出の義務を履行している場合

次の書類で確認します。

##### (ア) 雇用保険

直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類

(イ) 健康保険及び厚生年金保険

直近の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書」  
又は「納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる書類

イ 届出の義務を履行していない場合

入札に参加出来ません。

5 注意事項

原則、社会保険等の加入状況については、経営事項審査の結果通知書で確認しますが、保険の加入の有無の欄が「無」とされている場合の確認書類については、発行までに時間のかかるものもございますので、余裕をもって当該書類の準備をしてください。

6 適用除外について

社会保険等の加入について、適用除外とされている方については、入札に参加いただけませんが、登録事業者の状況を把握するために適用除外とされる理由をお聞きする場合がございますのでご協力願います。